

委員会審査概要

総務水道常任委員会

◆吉川情報サービスセンターの土地と建物の無償貸付について

30年の契約だが、将来的な法的な縛りは。

市と相手方がそれぞれ所有する土地と建物の無償貸付は、使用貸借という契約で、法的な期間の定めはない。取壊しや建替えが必要になる等、状況が変わり、契約内容の変更を希望する場合は、お互い協議して決めていくことが契約に定められている。

賛成全員で可決

◆第6次吉川市総合振興計画（基本構想）を定めることについて

第6次総合振興計画（基本構想）の将来都市像「幸せつながる みんなのまち よしかわ」。「幸せ」は人によって捉え方が異なり、まちづくり

という点で「幸せ」をどのように考えているのか。

様々な施策を展開する中で共通する指標は市民の幸福実感であると思え、これまで取り組んできた。第6次総合振興計画でもこの考えを継承し、市民の幸せを第一に政策に取り組んでいこうと考えた。「幸せつながる」は幸福感が連鎖していき、未来につながるイメージ。

賛成全員で可決



◆吉川市一般会計補正予算

新型コロナウイルススワッチン接種費負担金1億459万円減の内訳は。

1、2回目のワクチン接種分の負担金として1億366

5万円の減額。ブースター接種（3回目）の接種分の負担金として3206万円が増額となっている。

賛成全員で可決

◆水道事業会計補正予算

排水管布設工事費・石綿管布設替工事費・舗装復旧工事費の減額理由と要因は。

現場を精査測量すること、設計額が予算額よりも低くなったこと、落札率による。乖離幅は67～99%。

賛成全員で可決



文教福祉常任委員会

◆吉川市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

児童福祉法において、児童発達支援センターの役割は、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族の相談に応じ、地域の中核的な療育施設とされているが、どんな形で実践していくのか。これまでの事業に加え、障害児相談支援事業を実施する。今までは、センターに通う未就学児とその保護者が対象となっていたが、障害児相談支援については、18歳までの児童へと対象を拡大する。また、児童発達支援については、未就学児を対象に内科医、歯科医の嘱託医及び臨床心理士を配置し、質の向上を図る。

生まれ育つ過程の中で、様々な相談があると考え、現状システムの中で、総合的

なセンターとしてどのような活用を考えているか。

市の療育センターとしてスタートしていきたい。また、同様の事業を実施する民間事業者とも連携を進めたい。療育は、一人の児童に対し、多くの機関が関わる中で、重層的支援、断らない相談など、組織体系についても検討し、この分野については、発達センターが中核的な役割を担いながら、他機関と連携し、成長の過程を支えていきたい。

賛成全員で可決



◆一般会計補正予算

児童発達支援事業の利用者が増加とのことだが、状況は。